下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

下関市長 前 田 晋太郎

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のと おり制定する。

提案理由

職員の給与を改定し、及び所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下関市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第58号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように 改正する。

改正前

(初任給調整手当)

第10条の2 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員には、月額185,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。

2 · 3 略

(期末手当)

第26条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の122.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第29条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の102.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

改正後

(初任給調整手当)

第10条の2 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員には、月額185,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。

2 · 3 略

(期末手当)

第26条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 6月に支給する場合には100分の122.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下この項及び第29条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の102.5)、12月に支給する場合には100分の127.5(特定幹部職員にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の (1) \sim (4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する 前項の規定の適用については、<u>同項</u>中 「100分の122.5」とあるのは「100分の 68.75」と、「100分の102.5」とあるの は「100分の58.75」とする。

 $4 \sim 6$ 略

(勤勉手当)

第29条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 任命権者が市規則で定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、各任命権者が支給する勤 勉手当の額の、その者に所属する次の各 号に掲げる職員の区分ごとの総額は、そ れぞれ当該各号に定める額を超えてはな らない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員以外の職員 当該職員の勤 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ の基準日現在(退職し、又は死亡した 職員にあっては、退職し、又は死亡し た日現在。次項において同じ。)にお いて受けるべき扶養手当の月額及びこ れに対する地域手当の月額の合計額を 加算した額に100分の102.5 (特定幹部 職員にあっては、100分の122.5)を乗 じて得た額の総額

在職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて得た 額とする。

(1) \sim (4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する 前項の規定の適用については、<u>同項各号</u> <u>列記以外の部分</u>中「100分の122.5」とあ るのは「100分の68.75」と、「100分の 102.5」とあるのは「100分の58.75」 と、「100分の127.5」とあるのは「100 分の71.25」と、「100分の107.5」とあ るのは「100分の61.25」とする。

 $4 \sim 6$ 略

(勤勉手当)

第29条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 任命権者が市規則で定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、各任命権者が支給する勤 勉手当の額の、その者に所属する次の各 号に掲げる職員の区分ごとの総額は、そ れぞれ当該各号に定める額を超えてはな らない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員以外の職員 当該職員の勤 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ の基準日現在(退職し、又は死亡した 職員にあっては、退職し、又は死亡した た日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を 加算した額に、6月に支給する場合に は100分の102.5 (特定幹部職員にあっては、100分の122.5) 12月に支給す

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員 当該定年前再任用短時間 勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の 48.75 (特定幹部職員にあっては、100 分の58.75) を乗じて得た額の総額 <u>る場合には100分の107.5 (特定幹部職員にあっては、100分の127.5)</u>を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75 (特定幹部職員にあっては、100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25 (特定幹部職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額

 $3\sim5$ 略

 $3\sim5$ 略

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の	級和打扱	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
空压前	1	円	円 220,000	円 261 200	円 207 200	円	円 225 000	円 272 400	円	円 465 500
定年前 再任用		183, 500 184, 600		261, 300 262, 300			335, 000 336, 900	373, 400 376, 000	415, 600 418, 000	
短時間		185, 800					338, 700	378, 300	420, 500	
勤務職		186, 900		· ·		314, 700		380, 500	422, 900	
員以外		•	,	•	,	•	•	•	•	ŕ
の職員	5	188, 000		265, 300		316, 100	342, 200	382, 400	424, 800	477, 600
	6	189, 700		266, 300	294, 900	317, 400	343, 900	384, 700	426, 900	480, 600
	7 8	191, 300	239, 000	267, 300	296, 300	318, 700	345, 500	386, 800	429, 000	483, 600
	0	192, 900	240, 500	268, 300	297, 600	320, 000	347, 200	388, 800	431, 200	486, 700
	9	194, 500	242, 000	269, 300	298, 800	321, 300	348, 800	390, 800	433, 100	489, 400
	10	196, 200	243, 400	270, 300	300, 300	323, 100	350, 500	393, 100	435, 200	
	11	197, 800		271, 300	-		352, 100	395, 300	437, 300	-
	12	199, 400	246, 200	272, 300	303, 200	326, 600	353, 700	397, 500	439, 200	498, 600
	13	201,000	247, 400	273, 300	304, 600	328, 300	355, 200	399, 700	440, 900	501, 300
	14	202, 700		274, 300			356, 900	402, 000	442, 700	
	15	204, 400		275, 300			358, 500	404, 200	444, 600	
	16	206, 100	251, 000	276, 400	307, 900	333, 400	360, 100	406, 500	446, 500	508, 200
	17	207, 400	252, 100	277, 400	309, 100	335, 000	361, 700	408, 300	448, 300	510, 200
	18	209, 000		278, 700			363, 500	410, 200	450, 100	
	19	210,600		280,000	The state of the s		365, 000	412, 100	451, 900	
	20	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340, 000	366, 600	413, 900	453, 600	514, 500
	21	213, 600	256, 400	282, 500	315, 400	341, 500	368,000	415, 700	455, 400	515, 700
	22	215, 200		283, 800			369, 600	417, 500	456, 900	
	23	216, 800	-	285, 000			371, 200	419, 300	458, 300	
	24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700	421, 100	459, 800	520, 100
	25	220,000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374,600	422, 700	461, 200	521, 200
	26	221, 700								
	27	223, 000		289, 800			378, 400	425, 700	463, 800	
	28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200	465, 000	524, 700
	29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700	466, 000	525, 700
	30	226, 700		293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430,000	466, 700	526, 600
	31	227, 800		294, 400	· ·		385, 200	431, 300	467, 400	527, 500
	32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100	528, 400
	33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800	529, 200
	34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500	530, 100
	35	232, 200		298, 900	The state of the s	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100	
	36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700	531, 300
	37	234, 400	270,000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200	532, 000
	38	235, 400	270, 800	302, 600	The state of the s	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800	532, 600
	39	236, 400		303, 900			396, 500	440, 300	472, 400	
	40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000	534, 000
	41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500	534, 500
	42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000	
	43	239, 900						442, 900	474, 400	
	44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402,000	443, 500	474, 700	l l

_	_	_	_		_		_		_	
	45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000	
	46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000		
	47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400		
	48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100		
	49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600		
	50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000		
	51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400		
	52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800		
		,		,	,			,		
	53	246,000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200		
	54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407,500	448,600		
	55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407,800	449,000		
	56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300		
	57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600		
	58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000		
	59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300		
	60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600		
	61	248, 500	286, 700	330, 400	370,000	386, 600	409, 500	450, 900		
	62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	400, 900		
	63	249, 100	288, 000	332, 000	370, 000	387, 200	410, 100			
	64	249, 400	288, 500	332, 800	371, 300	388, 300	410, 400			
	OT	243, 400	200, 500	332, 000	312,000	300, 300	410, 400			
	65	249, 700	289,000	333, 600	372, 300	388, 700	410,600			
	66	250,000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900			
	67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200			
	68	250,600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411,500			
	69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700			
	70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412,000			
	71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300			
	72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500			
	73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412,700			
	74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000			
	75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300			
	76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500			
		200,000	201, 000	010,000	0.0,000	000,000	110,000			
	77	253, 300	294, 800	340,600	378, 900	394, 200	413, 700			
	78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414,000			
	79	253, 900	295, 300	341, 500	380,000	394, 800	414, 300			
	80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500			
	0.1	054 500	005 000	0.40.000	001 000	005 000	414 500			
	81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700			
	82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000			
	83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300			
	84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500			
	85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700			
	86	256, 000	290, 300	344, 500	383, 300	396, 500	110, 100			
	87	256, 300	297, 100	344, 900	383, 700	396, 800				
	88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000				
		,	,	,	, = - 1	,				
	89	256, 900	298,000	345,600	384, 500	397, 200				
	90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500				
	91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800				
	92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000				
			Į		ļ					

勤務職員		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200	448, 000
定年前 再任用 短時間		基 準給料月額	基 準給料月額	基 準給料月額	基 準給料月額	基 準給料月額	基 準給料月額	基 準給料月額	基 準給料月額	
	125		308, 500			44.	44.		44.	
	124		308, 200							
	122 123		307, 600 307, 900							
	121		307, 400							
	120		307, 000							
	119		306, 700							
	117 118		306, 200 306, 400							
	116		306, 000							
	115		305, 600							
	113		305, 300	334, 100						
	113		305, 100	354, 700						
	112		304, 900	354, 200						
	110 111		304, 200 304, 600	353, 600 353, 900						
	109		303, 800	353, 200						
	108		303, 600	352, 700						
	107		303, 300	352, 300						
	105 106		302, 700 303, 000	351, 500 351, 900						
	105		000 700							
	103		302, 200	351, 000						
	102 103		301, 900 302, 200	350, 200 350, 600						
	101		301, 600	349, 800						
	100		301, 400	349, 500						
	99		301, 000							
	97 98		300, 300 300, 600	348, 400 348, 800						
	96		300, 100	348, 200						
	95 oc		299, 700							
	94		299, 400							
	93	258, 100	299, 200	347,000	386, 100	398, 200				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3 (第4条関係)

医療職給料表 (一)

区凉.	載 紹科衣	I	1			1
職員の	級	1級	2級	3級	4級	5 級
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
空压	4	円 201 400	円 270,000	円 496 700	円 494 400	円 574 500
定年前再任用	1	291, 400	370, 000	426, 700	484, 400	· ·
短時間	2	293, 700	372, 600	428, 700	· ·	· ·
勤務職	3	296, 000	375, 100	430, 700		· ·
員以外 の職員	4	298, 200	377, 600	432, 600	489, 800	583, 800
	5	300, 300	380, 100	434, 500	491, 600	586, 700
	6	303, 800	382, 800	436, 100	493, 300	589, 100
	7	307, 300	385, 500	437, 700	495, 000	591, 500
	8	310, 700	388, 100	439, 300	496, 700	593, 900
	9	314, 100	390, 200	440, 900	498, 400	596, 100
	10	317, 600	392, 700	442, 700	500, 500	597, 600
	11	321,000	395, 200	444, 500	502, 600	599, 100
	12	324, 400	397, 700	446, 300	504, 700	600, 600
	13	327, 800	400, 300	448, 100	506, 700	602, 100
	14	331, 300	403, 000	449, 900	•	•
	15	334, 700	405, 600	451, 700	· ·	· ·
	16	338, 100	408, 100	453, 500	512, 700	· ·
	17	341, 500	410, 500	455, 100	514, 600	606, 400
	18	344,600	412, 700	457, 100	516, 600	607, 400
	19	347, 700	414, 800	459, 000	518, 600	608, 400
	20	350, 800	416, 900	460, 900	520, 400	609, 400
	21	354, 000	419, 000	462, 300	522, 200	610, 400
	22	357, 100	420, 500	464, 100	524, 000	
	23	360, 200	422, 000	465, 900	525, 800	
	24	363, 200	423, 500	467, 700	527, 600	
	25	366, 200	424, 900	469, 500	529, 200	
	26	368, 500	426, 400	471, 300	531, 000	
	27	370, 800	427, 900	473, 100	532, 800	
	28	373, 000	429, 300	474, 900	534, 600	
	29	374, 900	430, 700	476, 700	536, 200	
	30	376, 600	432, 200	478, 500	538, 000	
	31	378, 300	433, 700	480, 300	539, 800	
	32	380, 100	435, 100	482, 100	541, 500	
	33	381, 900	436, 500	483, 900	543, 100	
	34	383, 700	438, 000	485, 800	544, 900	
	35	385, 300	439, 500	487, 700	546, 600	
	36	386, 700	440, 900	489, 600	548, 300	
	37	388, 100	442, 300	491, 500	549, 800	

38	389, 600	443, 700	493, 200	551, 400	
39	391, 100	445, 100	495, 000	552,800	
40	392, 600	446, 500	496, 800	554, 400	
41	394, 100	447, 900	498, 400	555, 900	
42	394, 800	449, 300	500, 200	557, 300	
43	395, 400	450, 700	502,000	558, 700	
44	396, 100	452, 100	503, 600	560, 000	
45	397, 000	453, 500	505, 000	561, 200	
46	397, 600	454, 900	506, 700	562, 200	
47	398, 200	456, 300	508, 500	563, 200	
48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200	
49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200	
50	399, 900	460, 800	513, 000	566, 100	
51	400, 400	462, 400	514, 300	567,000	
52	400, 900	464, 000	515, 600	567, 900	
53	401, 400	465, 600	516, 600	568, 700	
54	401, 800	466, 800	517, 900	569, 600	
55	402, 200	468, 000	519, 200	570, 500	
56	402, 600	469, 100	520, 500	571, 400	
57	403, 000	470, 100	521, 500	572, 300	
58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200	
59	403, 800	472,000	523, 100	574, 100	
60	404, 200	472, 800	523, 900	574, 800	
61	404, 600	473, 500	524, 800	575, 700	
62	405, 000	474, 200	525, 600	576, 600	
63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500	
64	405, 800	475, 500	527, 100	578, 400	
65	406, 100	476, 200	527, 900	579, 300	
66		476, 900	528, 700		
67		477, 500	529, 400		
68		478, 100	530, 300		
69		478, 400	531, 200		
70		479, 000	532, 000		
71		479, 700	532, 900		
72		480, 400	533, 800		
73		480, 800	534, 600		
74		481, 400	535, 500		
75		482, 100	536, 400		
76		482, 800	537, 100		
77		483, 200	537, 900		
78		483, 800	538, 800		
79		484, 400	539, 700		

1 1	80	I	484, 900	540, 600		
	00		101,000	010, 000		
	81		485, 400	541, 400		
	82		485, 900			
	83		486, 400	543, 200		
	84		486, 900	544, 100		
	85		487, 300	544, 900		
	86		487, 800	545, 800		
	87		488, 200			
	88		488, 700	547, 600		
	89		489, 200			
	90		489, 800			
	91		490, 400			
	92		490, 800			
			404 000			
	93		491, 300			
	94		491, 900			
	95		492, 500			
	96		493, 000			
	97		493, 500			
定年前	91	++ >#+ > 101 A \ ++			++ >/+- \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	++ >/#- /.A viol. II .#=
再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間						
勤務職		301, 700	344, 400	399, 500	473, 300	573, 800
員						

備考 この表は、保健所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4 (第4条関係)

医療職給料表 (二)

号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
1 2 3 4	円 426, 700 428, 700 430, 700 432, 600	49 50 51 52	円 511, 700 513, 000 514, 300 515, 600	97 98 99 100	円 575, 700 576, 600 577, 500 578, 400	145 146 147 148	円 618, 900 619, 800 620, 700 621, 600
5	434, 500	53	516, 600	101	579, 300	149	622, 500
6	436, 100	54	517, 900	102	580, 200	150	623, 400
7	437, 700	55	519, 200	103	581, 100	151	624, 300
8	439, 300	56	520, 500	104	582, 000	152	625, 200
9	440, 900	57	521, 500	105	582, 900	153	626, 100
10	442, 700	58	522, 300	106	583, 800	154	627, 000
11	444, 500	59	523, 100	107	584, 700	155	627, 900
12	446, 300	60	523, 900	108	585, 600	156	628, 800
13	448, 100	61	524, 800	109	586, 500	157	629, 700
14	449, 900	62	525, 600	110	587, 400	158	630, 600
15	451, 700	63	526, 400	111	588, 300	159	631, 500
16	453, 500	64	527, 100	112	589, 200	160	632, 400
17	455, 100	65	536, 200	113	590, 100	161	633, 300
18	457, 100	66	538, 000	114	591, 000	162	634, 200
19	459, 000	67	539, 800	115	591, 900	163	635, 100
20	460, 900	68	541, 500	116	592, 800	164	636, 000
21	462, 300	69	543, 100	117	593, 700	165	636, 900
22	464, 100	70	544, 900	118	594, 600	166	637, 800
23	465, 900	71	546, 600	119	595, 500	167	638, 700
24	467, 700	72	548, 300	120	596, 400	168	639, 600
25	469, 500	73	549, 800	121	597, 300	169	640, 500
26	471, 300	74	551, 400	122	598, 200	170	641, 400
27	473, 100	75	552, 800	123	599, 100	171	642, 300
28	474, 900	76	554, 400	124	600, 000	172	643, 200
29	476, 700	77	555, 900	125	600, 900	173	644, 100
30	478, 500	78	557, 300	126	601, 800	174	645, 000
31	480, 300	79	558, 700	127	602, 700	175	645, 900
32	482, 100	80	560, 000	128	603, 600	176	646, 800
33	483, 900	81	561, 200	129	604, 500	177	647, 700
34	485, 800	82	562, 200	130	605, 400	178	648, 600
35	487, 700	83	563, 200	131	606, 300	179	649, 500
36	489, 600	84	564, 200	132	607, 200	180	650, 400
37	491, 500	85	565, 200	133	608, 100	181	651, 300
38	493, 200	86	566, 100	134	609, 000	182	652, 200
39	495, 000	87	567, 000	135	609, 900	183	653, 100
40	496, 800	88	567, 900	136	610, 800	184	654, 000
41 42 43 44	498, 400 500, 200 502, 000 503, 600	89 90 91 92	568, 700 569, 600 570, 500 571, 400	137 138 139 140	611, 700 612, 600 613, 500 614, 400	185	654, 900
45 46 47 48	505, 000 506, 700 508, 500 510, 200	93 94 95 96	572, 300 573, 200 574, 100 574, 800	141 142 143 144	615, 300 616, 200 617, 100 618, 000		

備考 この表は、下関市立豊田中央病院、下関市立豊田中央病院殿居診療所及び下関市立角島診療所に 勤務する医師に適用する。

第2条 下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように 改正する。

改正前	改正後
(地域手当)	(地域手当)
第13条 略	第13条 略
2 地域手当の月額は、給料、管理職手当	2 地域手当の月額は、給料、管理職手当
及び扶養手当の月額の合計額に、次の各	及び扶養手当の月額の合計額に、次の各
号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ	号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ
て、当該各号に定める割合を乗じて得た	て、当該各号に定める割合を乗じて得た
額とする。	額とする。
(1) • (2) 略	(1) • (2) 略
(3) 3級地 <u>100分の15</u>	(3) 3級地 <u>100分の12</u>
(4) 4級地 <u>100分の12</u>	(4) 4級地 <u>100分の8</u>
(5) 5級地 <u>100分の10</u>	(5) 5級地 <u>100分の4</u>
(6) 6級地 100分の6	
<u>(7) 7級地 100分の3</u>	

3 略

(管理職員特別勤務手当)

3 略

- 第24条 第10条第1項に規定する職にある 職員が臨時又は緊急の必要その他の公務 の運営の必要により、勤務時間条例第4 条第1項、第5条及び第6条に規定する 週休日又は勤務時間条例第12条に規定す る休日(休日の代休日を指定した場合を 除く。)若しくは休日の代休日(次項に おいて「週休日等」という。)に<u>勤務し</u> た場合は、当該職員には、管理職員特別 勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、第10条第 1項に規定する職にある職員が災害への 対処その他の臨時又は緊急の必要により 週休日等以外の日の午前0時から午前5 時までの間であって正規の勤務時間以外

(管理職員特別勤務手当)

- 第24条 第10条第1項に規定する職にある 職員が臨時又は緊急の必要その他の公務 の運営の必要により、勤務時間条例第4 条第1項、第5条及び第6条に規定する 週休日又は勤務時間条例第12条に規定す る休日(休日の代休日を指定した場合を 除く。)若しくは休日の代休日(次項に おいて「週休日等」という。)に<u>勤務を</u> した場合は、当該職員には、管理職員特 別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、第10条第 1項に規定する職にある職員が災害への 対処その他の臨時又は緊急の必要により 午後10時から翌日の午前5時までの間 (週休日等に含まれる時間を除く。)で

の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員に は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号 に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 次に掲げる 職員の区分に応じ、同項の勤務1回に つき、それぞれ次に定める額 (当該勤 務に従事する時間等を考慮して市規則 で定める勤務をした職員にあっては、 それぞれその額に100分の150を乗じて 得た額)

ア・イ 略

(2) 略

4 略

(特定の職員についての適用除外)

第25条 略

2 第10条の2、第11条<u>第12条、第14条</u> 及び第15条の規定は、定年前再任用短時 間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第26条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 6月に支給する場合には100分の122.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員の あって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務</u> <u>をした</u>場合は、当該職員には、管理職員 特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号 に定める額 (前2項に規定する勤務に従 事する時間を考慮して市規則で定める勤 務をした職員にあっては、それぞれその 額に100分の150を乗じて得た額)とす る。
 - (1) 第1項に規定する場合 次に掲げる 職員の区分に応じ、同項の勤務1回に つき、それぞれ次に定める額

ア・イ 略

(2) 略

4 略

(特定の職員についての適用除外)

第25条 略

2 第10条の2、第11条<u>及び第12条</u>の規定 は、定年前再任用短時間勤務職員には適 用しない。

(期末手当)

第26条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の125 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を うち、市規則で定める職員を除く。<u>以下</u> この項及び第29条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の102.5)、12月に支給する場合には100分の127.5(特定幹部職員にあっては、100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) \sim (4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する 前項の規定の適用については、<u>同項各号</u> 列記以外の部分中「100分の122.5」とあ るのは「100分の68.75」と、「100分の 102.5」とあるのは「100分の58.75」 と、「100分の127.5」とあるのは「100 分の71.25」と、「100分の107.5」とあ るのは「100分の61.25」とする。

 $4 \sim 6$ 略

(勤勉手当)

第29条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 任命権者が市規則で定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、各任命権者が支給する勤 勉手当の額の、その者に所属する次の各 号に掲げる職員の区分ごとの総額は、そ れぞれ当該各号に定める額を超えてはな らない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員以外の職員 当該職員の勤 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ の基準日現在(退職し、又は死亡した

除く。第29条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の105)を 乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内 の期間におけるその者の在職期間の次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 める割合を乗じて得た額とする。

(1) \sim (4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する 前項の規定の適用については、<u>同項中</u> 「100分の125」とあるのは「100分の 70」と、「100分の105」とあるのは 「100分の60」とする。

 $4 \sim 6$ 略

(勤勉手当)

第29条 略

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 任命権者が市規則で定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、各任命権者が支給する勤 勉手当の額の、その者に所属する次の各 号に掲げる職員の区分ごとの総額は、そ れぞれ当該各号に定める額を超えてはな らない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員以外の職員 当該職員の勤 勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ の基準日現在(退職し、又は死亡した

職員にあっては、退職し、又は死亡し た日現在。次項において同じ。) にお いて受けるべき扶養手当の月額及びこ れに対する地域手当の月額の合計額を 加算した額に、6月に支給する場合に は100分の102.5 (特定幹部職員にあっ ては、100分の122.5)、12月に支給す る場合には100分の107.5 (特定幹部職 員にあっては、100分の127.5) を乗じ て得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員 当該定年前再任用短時間 勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月 に支給する場合には100分の48.75 (特定幹部職員にあっては、100分の 58.75)、12月に支給する場合には100 分の51.25 (特定幹部職員にあって は、100分の61.25) を乗じて得た額の 総額

 $3\sim5$ 略

職員にあっては、退職し、又は死亡し た日現在。次項において同じ。) にお いて受けるべき扶養手当の月額及びこ れに対する地域手当の月額の合計額を 加算した額に100分の105 (特定幹部職 員にあっては、100分の125)を乗じて 得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時 間勤務職員 当該定年前再任用短時間 勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の 50 (特定幹部職員にあっては、100分 の60) を乗じて得た額の総額

 $3\sim5$ 略

(下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年条例第7号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように 改正する。

改正前	改正後
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)
第7条 第9条第1項の規定により任期を	第7条 第9条第1項の担党により任期を

第7条 第2条第1項の規定により仕期を|第7条 第2条第1項の規定により仕期を 定めて採用された職員(企業職員である 職員を除く。以下「特定任期付職員」と いう。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
1	380,000

定めて採用された職員(企業職員である 職員を除く。以下「特定任期付職員」と いう。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額(円)
1	<u>392,000</u>

2	<u>427, 000</u>
3	<u>477, 000</u>
4	<u>539, 000</u>
5	615, 000
6	718,000
7	839,000

- 2 · 3 略
- 4 任命権者は、特定任期付職員について、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定、第3 項の規定による給料月額の決定及び前項 の規定による特定任期付職員業績手当の 支給は、予算の範囲内で行わなければな らない。

(下関市一般職の職員の給与に関する条 例の適用除外等)

- 第8条 下関市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第58号。以下「職員給与条例」という。)第4条、第6条、第10条から第12条まで<u>、第15条及び第29条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。
- 2 特定任期付職員に対する職員給与条例 第2条、第3条第1項、第24条第1項及 び第2項、第25条第1項並びに第26条第 2項の規定の適用については、職員給与 条例第2条中「及び勤勉手当」とあるの は「、勤勉手当及び下関市一般職の任期 付職員の採用等に関する条例(平成20年 条例第7号)第7条第4項の規定による

2	440,000
3	492,000
4	<u>555, 000</u>
5	634,000
6	740,000
7	864,000

2 · 3 略

4 第2項の規定による号給の決定<u>及び前</u>項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(下関市一般職の職員の給与に関する条 例の適用除外等)

- 第8条 下関市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第58号。以下「職員給与条例」という。)第4条、第6条、第10条から第12条まで及び第15条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。
- 2 特定任期付職員に対する職員給与条例 第24条第1項及び第2項、第25条第1 項<u>第26条第2項並びに第29条第2項</u>の 規定の適用については、職員給与条例第 24条第1項中「第10条第1項に規定する 職にある職員」とあるのは「下関市一般 職の任期付職員の採用等に関する条例第 2条第1項の規定により任期を定めて採

特定任期付職員業績手当(以下「特定任 期付職員業績手当」という。)」と、職 員給与条例第3条第1項中「及び勤勉手 当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任 期付職員業績手当」と、職員給与条例第 24条第1項中「第10条第1項に規定する 職にある職員」とあるのは「下関市一般 職の任期付職員の採用等に関する条例第 2条第1項の規定により任期を定めて採 用された職員(以下「特定任期付職員」 という。)」と、職員給与条例第24条第 2項及び第25条第1項中「第10条第1項 に規定する職にある職員」とあるのは 「特定任期付職員」と、職員給与条例第 26条第2項中「100分の122.5」とあるの は「100分の170」とする。

用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、職員給与条例第24条第2項及び第25条第1項中「第10条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、職員給与条例第26条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、職員給与条例第29条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3 略

(下関市企業職員の給与の種類及び基準 を定める条例の適用除外等)

- 第9条 下関市企業職員の給与の種類及び 基準を定める条例(平成17年条例第305 号。以下「企業職員給与条例」とい う。)第5条から第7条まで及び第16条 の規定は、第2条第1項の規定により任 期を定めて採用された企業職員(以下 「特定任期付企業職員」という。)に は、適用しない。
- 2 特定任期付企業職員に対する企業職員 給与条例第2条、第14条及び第24条第1 項の規定の適用については、企業職員給 与条例第2条中「及び退職手当」とある のは「、退職手当及び下関市一般職の任 期付職員の採用等に関する条例(平成20 年条例第7号)第7条第4項の規定によ

3 略

(下関市企業職員の給与の種類及び基準 を定める条例の適用除外等)

- 第9条 下関市企業職員の給与の種類及び 基準を定める条例(平成17年条例第305 号。以下「企業職員給与条例」とい う。)第5条から第7条までの規定は、 第2条第1項の規定により任期を定めて 採用された企業職員(以下「特定任期付 企業職員」という。)には、適用しな い。
- 2 特定任期付企業職員に対する企業職員 給与条例第14条及び第24条第1項の規定 の適用については、企業職員給与条例第 14条中「第5条に規定する職にある職 員」とあるのは「下関市一般職の任期付 職員の採用等に関する条例第2条第1項 の規定により任期を定めて採用された企

る特定任期付職員業績手当」と、企業職員給与条例第14条中「第5条に規定する職にある職員」とあるのは「下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員(以下「特定任期付企業職員」という。)」と、企業職員給与条例第24条第1項中「第5条に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付企業職員」とする。

業職員(以下「特定任期付企業職員」という。)」と、企業職員給与条例第24条第1項中「第5条に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付企業職員」とする。

3 略

3 略

(下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように 改正する。

改正前	改正後

第31条 略

- 2 略
- 3 期末手当の額は、前項に規定する期末 手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た 額に、基準日以前6月以内の期間におけ るその者の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。

(1)~(7) 略

- 4 略
- 5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 任命権者が市規則で定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、各任命権者が支給する勤 勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に

第31条 略

- 2 略
- 3 期末手当の額は、前項に規定する期末 手当基礎額に、6月に支給する場合には 100分の122.5、12月に支給する場合には 100分の127.5を乗じて得た額に、基準日 以前6月以内の期間におけるその者の在 職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める割合を乗じて得た額と する。
 - (1)~(7) 略
- 4 略
- 5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 任命権者が市規則で定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、各任命権者が支給する勤 勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額

100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

に、6月に支給する場合には100分の 102.5、12月に支給する場合には100分の 107.5を乗じて得た額の総額を超えては ならない。

附則

(給料表改定の効力発生時期の特例)

2 第3条第1項各号の規定により給与条例別表第1、別表第3又は別表第4の給料表の規定を準用する場合において、当該給料表の改定が行われるときにおけるフルタイム会計年度任用職員の給料についての当該改定の効力は、当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該条例の施行の日が1月1日であるときは、その日)から生ずるものとする。

附則

(給料表改定の効力発生時期の特例)

- 2 第3条第1項各号の規定により給与条例別表第1、別表第3又は別表第4の給料表の規定を準用する場合において、当該給料表の改定が行われるときにおける次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員の給料についての当該改定の効力は、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該条例の施行の日が1月1日であるときは、その日)から生ずるものとする。
 - (1) 任期の定めが3月以内の者
 - (2) 1週間当たりの勤務日数が2日未満 の者
- 3 前項に定めるもののほか、給与条例別表第1、別表第3又は別表第4の給料表の改定が行われる場合における第3条第 1項各号の規定によるこれらの給料表の規定の準用に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 第5条 下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう に改正する。

改正前		改正後	
第3	31条 略	第3	1条 略
2	略	2	略
3	期末手当の額は、前項に規定する期末	3	期末手当の額は、前項に規定する期末

手当基礎額に、6月に支給する場合には 100分の122.5、12月に支給する場合には 100分の127.5を乗じて得た額に、基準日 以前6月以内の期間におけるその者の在 職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める割合を乗じて得た額と する。

(1)~(7) 略

4 略

5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 任命権者が市規則で定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、各任命権者が支給する勤 勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額 に、6月に支給する場合には100分の 102.5、12月に支給する場合には100分の 107.5を乗じて得た額の総額を超えては ならない。 手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(7) 略

4 略

5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、 任命権者が市規則で定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。この 場合において、各任命権者が支給する勤 勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に 100分の105を乗じて得た額の総額を超え てはならない。

(下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第6条 下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年条例第62号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように 改正する。

(定年前再任用短時間勤務職員について の適用除外)

第20条 第4条<u>第5条、第7条の2、第7条の3</u>及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(定年前再任用短時間勤務職員について の適用除外)

第20条 第4条及び第14条の規定は、地方 公務員法第22条の4第1項若しくは第22 条の5第1項若しくは第2項又は地方公 務員の育児休業等に関する法律第18条第 1項の規定により採用された職員には適 用しない。

(下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年条例第305号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように 改正する。

改正前	改正後	
(特定の職員についての適用除外)	(特定の職員についての適用除外)	
第24条 略	第24条 略	
2 第6条 <u>第7条</u> 及び第17条の規定は、	2 第6条及び第17条の規定は、定年前再	
定年前再任用短時間勤務職員及び地方公	任用短時間勤務職員及び地方公務員の育	
務員の育児休業等に関する法律第18条第	児休業等に関する法律第18条第1項の規	
1項の規定により採用された職員には適	定により採用された職員には適用しな	
用しない。	い。	

(地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第8条 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第24 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように 改正する。

改正前	改正後		
附則	附則		
(下関市一般職の職員の給与に関する条	(下関市一般職の職員の給与に関する条		
例の一部改正に伴う経過措置)	例の一部改正に伴う経過措置)		
第11条 略	第11条 略		
2~4 略	$2 \sim 4$ 略		
5 新給与条例第11条、第12条、第14条及	5 新給与条例第11条及び第12条の規定		
び第15条の規定は、暫定再任用職員には	は、暫定再任用職員には適用しない。		
適用しない。			
6 略	6 略		
(下関市現業職員の給与の種類及び基準	(下関市現業職員の給与の種類及び基準		
を定める条例の一部改正に伴う経過措	を定める条例の一部改正に伴う経過措		
置)	置)		
第12条 令和3年改正法附則第4条第1項	第12条 令和3年改正法附則第4条第1項		
若しくは第2項又は第6条第1項若しく	若しくは第2項又は第6条第1項若しく		
は第2項の規定により採用された職員に	は第2項の規定により採用された職員に		

ついては、第9条の規定による改正後の 下関市現業職員の給与の種類及び基準を 定める条例第4条、第5条、第7条の 2、第7条の3及び第14条の規定は、適 用しない。 ついては、第9条の規定による改正後の 下関市現業職員の給与の種類及び基準を 定める条例第4条及び第14条の規定は、 適用しない。

(下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第13条の規定による改正後の下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第6条<u>第7条</u>及び第17条の規定は、適用しない。

(下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 令和3年改正法附則第4条第1項 若しくは第2項又は第6条第1項若しく は第2項の規定により採用された職員に ついては、第13条の規定による改正後の 下関市企業職員の給与の種類及び基準を 定める条例第6条及び第17条の規定は、 適用しない。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定、第3条の規定(下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の改正規定を除く。)及び第5条から第8条までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の下関市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第10条の2、別表第1、別表第3及び別表第4の規定は令和6年4月1日から適用し、第1条の規定による改正後の給与条例第26条第2項及び第3項並びに第29条第2項各号の規定並びに第4条の規定による改正後の下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例第31条第3項及び第5項の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

3 令和6年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及 び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日にお いて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度に おいて、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。